

通 知 書

平成21年10月8日

申立人 久木野 憲司 様

長崎県公立大学法人
理事長 太田 博道



申立人から提出された平成21年9月24日付けの不服申立について、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（以下「懲戒規程」という。）第11条第3項に基づき、以下のとおり通知する。

主 文

申立人の訴えを棄却する。

理 由

第1 不服申立の趣旨及び理由

1 不服申立の趣旨

本件不服申立の趣旨は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）が申立人に対して行った平成21年9月15日付けの懲戒停職処分は労働契約法上無効の処分として、その取り消しを求めるというものである。

2 不服申立の理由

本件不服申立の理由は、不服申立書の内容から要約すると、次のとおりである。

- (1) 懲戒規程第4条に定める調査手続きの瑕疵などにより、本件懲戒処分は無効である。
- (2) 兼業従事許可違反及び無断欠勤などの懲戒事由となるような事実が存在しないので、本件停職処分は無効である。

第2 判断

1 雇用関係について

申立人は、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき制定された「長崎県公立大

学法人への職員の引継ぎに関する条例」の規定により、平成17年4月1日から法人の職員となっている。

2 不服申立書の「第2 本件停職処分に関する事前手続の無効」について

(1) 懲戒規程第4条に定める調査手続について

懲戒規程第4条第1項の規定に基づき設置された調査委員会は、平成21年9月1日に申立人から兼業従事許可等に関する事実について聴取している。聴取内容は、申立人の過去の行為の事実に関する確認であり、新たな資料等を準備する必要もなく回答することが可能なものであった。実際に、申立人は調査委員会の調査目的である事実に関する質問に答えている。

なお、本件は長崎県立大学の組織内の手続に関することであり、代理人の同席を認めなかったものである。

(2) 教育研究評議会通知書について

申立人に対する平成21年9月7日の通知書には、懲戒処分の対象となる兼業従事許可違反、無断欠勤及び職務命令違反の事実を適切に記載している。

(3) 懲戒規程第6条に定める弁明手続について

懲戒規程第6条に定める弁明の対象となる事実については、上記(2)の通知書において適切に記載している。そのうえで、申立人に対し十分な弁明の機会を与えている。

また、代理人の同席については、上記(1)の場合と同様である。

3 不服申立書の「第3 本件停職処分の実体法上の無効」について

(1) 兼業従事許可違反及び無断欠勤について

長崎県公立大学法人職員兼業規程第6条は、兼業は勤務時間外に行うと規定しており、このことは申立人も当然承知していたところである。

なお、兼業従事許可違反等の事実については、申立人からの資料提出がなされなかったため、法人において適法に入手した情報に基づき適正に確認したものである。

(2) 職務命令違反について

申立人に対する資料提出要求については、職務命令として文書により求めたものであり、これに対して申立人から資料提出がなされなかったことは、明らかに職務命令違反である。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は長崎県公立大学法人職員就業規則に基づき適法になされており、本件不服申立は理由がないことから、主文のとおり通知する。